

第23期火災予防審議会総会（答申）の開催結果概要

1 日時

平成31年4月17日（水） 15時00分から16時00分まで

2 場所

東京消防庁本部庁舎 7階特別会議室
千代田区大手町一丁目3番5号

3 出席者

(1) 委員（敬称省略：五十音順）

青柳 一彦、新井 雄治、石毛 しげる、池上 三喜子、市古 太郎、糸井川 英一、
大宮 喜文、大佛 俊泰、鍵屋 一、加藤 孝明、唐沢 かおり、重盛 政幸、鈴木 恵子、
鈴木 康幸、関 俊介、関谷 直也、田中 淳、玉川 英則、中林 一樹、西澤 真理子、
野口 貴文、長谷見雄二、藤野 珠枝、村上 弘

（計24名）

(2) 東京消防庁関係者

消防総監、防災部長、予防部長、参事兼防災安全課長、参事兼予防課長、震災対策課長、査察課
長、予防部副参事（予防技術担当）、防災調査係長、予防対策担当係長、係員6名

（計16名）

(3) その他

須賀 賢太郎（東京都総合防災部 課長代理）

（計 1名）

(4) 傍聴人

3名

4 議事

(1) 人命安全対策部会 答申（案）説明

(2) 地震対策部会 答申（案）説明

(3) 質疑

5 資料一覧

資料1： - 人命安全対策部会 - 答申（案）「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」

資料2： - 人命安全対策部会 - 答申（案）の概要

資料3： - 地震対策部会 - 答申（案）「地震時等における火災情報等の活用方策」

資料4： - 地震対策部会 - 答申（案）の概要

6 開会

事務局から、委員定数34名のうち半数以上の委員が出席していることから総会の開催が成立している旨の報告が行われた。

7 議事内容

【議長】

これより議事に入ります。次第に沿って進めていきたいと思っております。

今回は、都知事からの諮問に対する答申（案）の採決を行うこととなります。

諮問事項は、2つです。1つは「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」です。

もう1つは「地震時等における火災情報等の活用方策」です。

諮問がなされたのは、平成29年7月3日です。

これらの諮問について、「人命安全対策部会」と「地震対策部会」の2部会を設けました。そこ

で、調査・審議を行い、その結果、「資料1」及び「資料3」のとおり、答申（案）として本日の総会に提出する運びとなりました。

ここで、「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」についての答申（案）の概要を、人命安全対策部会長に、「地震時等における火災情報等の活用方策」についての答申（案）概要を、地震対策部会長に説明していただきます。

それではまず最初に、人命安全対策部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【人命安全対策部会長】

それでは、お手元資料の2をご覧くださいと思います。概要をご説明申し上げます。

「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」ということで、これまで2年間をかけて、いかに建築物の防火安全性を確保するかということについて、維持管理を中心に検討して参りました。

昨年度中間答申で、一回答申を申し上げておりますが、今年度、背景としては、近年建物が増加しておりまして、その中でも大規模化・高層化しているという状況の中で、都内全体の防火安全性を着実に確保していくためには、効率的・効果的な方策が必要であるということになるかと思えます。

具体的には、建築物関係者による自主防火管理体制を充実させることと、もう一方が行政監督ということでの防火査察のあり方、というこの二つの方策につきまして審議を行ってきました。

部会を5回、小部会を4回開きまして、実態調査としましてはアンケート調査及びヒアリング調査を行ってきております。

今、申し上げましたように、建築物の防火安全性を確保するということは、二つ、建物関係者の自主防火管理、こちらと合わせまして、消防行政、東京消防庁によります行政監督、具体的には防火査察ということになります。この二つを柱としまして、両方ともきちんと運営しなければ防火安全性を確保できない、ということになっております。

その二つに分けて検討をすると、実はこの二つは非常に相関がありまして、自主防火管理の方につきましては、建物の関係者が自主的、主体的に行うものであります。それは消防法の8条で所有者やテナントは防火管理者を定めて、消防計画を策定するということがありますが、複数の防火管理者がいる場合は、統括防火管理者を定めて、防火管理に必要な措置を指示する、ということで具体的には、自衛消防訓練を実施したり、消防用設備等の維持管理をしたり、避難施設の管理、火気使用の監督などを行っている訳であります。

消防機関、東京消防庁の方ですが、こちらは防火査察を行うことで、防火安全性の確保をしていくということですが、この場合は立入検査を行って、火災予防上の不備欠陥事項に対して是正を促して、是正しない場合には警告、命令、告発、代執行などの違反処理を行っていくという一連の行為がございます。

この二つを充実させて、防火安全性をいかに確保していくかということになります。

背景としまして、現況、自主管理がどのような形で建物ごとになされているのかというのを統計上みていきますと、5万㎡を超えている建物に対してはこのようにかなり高い値であります。防火管理者が選任され、自衛消防訓練が実施され、消防用設備等の点検も報告されているという状況ですが、1000㎡未満という中小規模の建築物になりますと、その値がこのようにかなり低下していくという状況がございます。

うまくやられているものと、うまくやられていないものがあるわけですが、その辺りはヒアリングやアンケート調査でも浮かび上がってきているという状況でございます。

ある建物では自主防火管理に積極的に取り組んで、テナント部分に対しても様々な関与をしていると、これは、小規模な建築物はこういう割合が小さいという状況になっています。大規模な建物ほど自主管理がちゃんとなされている状況でございます。

防火意識の低いテナント、こういうのには実際のところは、小さな規模の建築物では苦勞をしますが、大規模な建物ではそのあたりもちゃんと管理がなされているという状況なのですが、なかなか、顧客というテナントに対して、強い態度で是正を強制することは難しいという実態がございまして、このあたりをどのようにしていくかということでございます。こういう場合には、消防から直接指導することが望まれているという実態がございまして。

建物の状況、それから、消防の査察の状況につきまして、これまでの履歴をみますと、査察対象物数は、このように年々増加傾向にあるというなかで、査察の立入検査の実施数というのは、4万件等という状況で推移しているということで、割合からすると段々と減少してきているという状況にあります。

なおかつ、建物の規模が増大する一方であるという状況のなかで、非常にこの査察対象物数が増えるわりには、査察件数が上がらず、ということで、そういう状況が浮かび上がってきた訳でございます。

それから、その査察の結果を受けまして、違反がない場合は良いのですが、未是正の物もこのような状況にあります。さらに違反処理件数ですが、命令まで来ますとほぼ全数が是正されるという状況にあるわけですが、警告・命令の件数が年を追うごとに段々減少してきているという実態もあります。

これは、建物の自主防火管理が良くなっているというふうにとれるかもしれませんが、先ほどの立入検査の件数自体が、手が追いつかなくなっているという状況が大きく影響している、消防機関のマンパワー不足というのが結局は影響してきている、そこに建物の複雑化というのが関係してきているという、これが実態でございます。

そう考えますと、自主防火管理に関する課題としまして、ここに挙げます3つが挙げられてくるわけです。建物が使用形態を頻繁に変えながら、昨今使用されているという形が、建物の長寿命化と相まって起きています。建物も増大している、規模も大きくなっている。そして、行政監督の機会、建物規模が大きくなり、建物数も増えていくなかでは、割合が減少しているということで、自主防火管理が非常に重要視されて来るということです。

大規模な建築物になりますと、コンプライアンス意識、防火意識の高まりというのが自然にあり、積極的に自主防火管理に取り組んでいるというところがあります。そう考えますと、こういうトップランナー的なところをみなさんに目指してもらいましょう、というように、建物関係者の意識を高めるような消防機関の取組みが必要になってくるというようなことになります。

早急に、東京消防庁として、都内全体の建物の防火安全性の維持・向上を目指しますと、3つの方策を提言するということが重要であるというふうに考えました。

その一つ目が、適正な自主防火管理体制が確保されている建物を評価してあげましょうということです。トップランナーみたいなところを評価しましょうと。関係者が適正な自主防火管理を行うための環境を整備することで、トップランナーを育てていく、防火に関する情報発信、最近の情報技術の発展、それから法令内容、こういうものの周知方策を充実、強化していきましょうということで、自主防火管理体制を充実させようということが必要になります。

トップランナー的なところというのが、実際のところは、この資料のように、資格者等が常駐する形で、テナントがある場合にはテナントの管理もきちっとしている、こういう体制が構築されているものに関しましては、それをきちっと評価しましょうということで、立入検査をするというよりは、むしろ定期的に管理体制をチェックするということで評価をしましょうということでもあります。

関係者が適正な自主防火管理を行って、環境を整備して、先ほど申し上げたようなトップランナーを育てていくということでは、ここにありますような3つの自主防火管理に有益な情報やサービスの一元化した提供をし、オンラインを使っただけの提供であるとか、防火管理業務に活用できる情報や新たな情報サービスを提供するというので、こちらの実態調査を行った結果、消防計画等の作成ツールであるとか、Q&Aであるとか、立入検査時の確認項目を公開していくということが望まれております。

それからまた、届出等の電子化を推進するというので、これが効率化を生んで、防火管理業務というところに、より一層取り組むことができるという、そういう効率化がはかれることで自主防火管理を重点的に行えるという方向に向かうでしょう。

それから3番目、防火に関する情報発信及び法令内容等の周知方策の充実化ですが、これまでの方策を、さらに充実していきましょうということでございます。

本答申で提言されるような取組み、これが効果的なものになるように、都民に周知をする仕組みを作っていきますということになります。

それでは、もう一方の、行政監督、東京消防庁の防火査察に関する課題としましては、ここにあ

げております4つのものが挙げられます。一つ目が建物の大規模化、複雑化、さきほど申し上げましたように立入検査1件あたりの業務量が増加してきている。一割しか立入検査が実施できないという状況になっている。一律で全対象物に立入検査に行くことを原則としているのですが、先ほど申し上げたようにトップランナー的なものは、そもそも立入検査自体の必要性がどうかというところもあるので、実施した結果、違反指摘もなく適正な管理がされているところも多数ある中で、どのように査察を行っていくかということになります。

これは、結局立入検査数が減少し、違反処理も減少してきている中で、結局のところ、1割程度しか査察ができないというところが影響しているのです。効果的で効率的な行政監督が得られるような方策を考えましょうということでございます。

5つの方策を提言するというところでございまして、一つ目、現に法令違反のある建物や自主防火管理が不十分な建物、その他火災危険の見込まれる建物への立入検査執行体制の強化、こういう自主防火管理がなされていないところに集中的に立入検査を行っていき、防火管理意識の低い関係者に違反処理を徹底していくという、こういうところと、それから最近の技術を活用して、AI技術を活用した指導優先度の判断ということ、どういう建物を査察の対象にしていくべきかというあたり、このへんにAI技術をつかきましょうと。それから映像資料、ICTを活用することで、査察専門家ではない通常の消防職員等が立入検査を実施できるようにしましょうというようなこと、それから業務委託による効果的な指導ということ、消防から民間への業務委託を行っての指導ということになります。あとは、情報として消防庁だけが知っている情報だけでなく、他の行政機関が把握している情報を活用していきましょうということでございます。

今申し上げたように、一つずつ具体的に対策、方策を提案しております。マンパワーとして、消防は限られたマンパワーなので、先ほど申しましたように、自主防火管理が不十分である建物等を見出して、マンパワーを集中させましょうということ。そういう建物を選び出すときに、AI技術を活用していきましょうということになります。データとしては、ビッグデータになりますので、人間よりはAI、コンピューターを使つての注力、集中というのが可能かと思えます。先ほど申しましたように、防火査察を専門とする職員だけでなく、消防隊でも知識をもってらっしゃる方、そういう方にも効果的な立入検査ができるように分かりやすい映像教養資料を作成するなどして、教育をしたうえで、さらにICTを活用して、査察の効率化をはかりましょうということ、それから、限られた消防職員よりも民間事業者で委託が可能な内容で、さらに効果的と考えられる業務については、外注的なことをやっていきましょうということになります。5番目、最後ですが、他の情報ということでは、他の行政機関、これに関しましては、国土交通省の特定建築物定期調査報告から、厚生労働省の食品衛生行政、それから警察機関の風俗営業許可情報、これらにはいろいろな建物情報が含まれておりますし、それから、民間の事業者としては地図事業者や不動産業界、こういうところが持っている情報を活用させていくべく、それを活用しての査察の効率化を図りましょうということでございます。以上でございます。

【議長】

人命安全対策部会長、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、地震対策部会長にお願いいたします。

【地震対策部会長】

第23期火災予防審議会地震対策部会の答申案の概要について、ご説明をさせていただきます。

今回は「地震時等における火災情報等の活用方策」について、2年間、審議してまいりました。

諮問の背景ですが、首都直下地震等による東京の被害想定では、最大で811件の火災と、その火災によって4000人を超える死者が発生するとされており、この火災被害の軽減が強く求められます。

この状況を鑑み、本諮問では、消防機関が収集した情報を、関係機関と共有することにより、被害量全体の軽減を図るための方策を検討することを目的としております。この目的を達成するため、東京消防庁がこれまで、消防活動への活用を想定して収集していた災害情報を、都や区市町村等に提供することにより、それぞれの機関は、受け取った情報を、判断材料として活用することで、避難勧告や指示を効果的に発令でき、住民等が安全に避難するなどの、適時適切な対応に繋がると考えられます。

す。

審議方針ですが、諮問を受けて、震災時を想定した場合における「情報収集」や「情報共有」のあり方等「運用上の課題の整理」と「具体的な対策」について検討しました。

まず第1として、過去の震災時の状況調査や区市町村等へのアンケートなどにより、「地震時等における火災情報等の活用に関する課題」を把握・抽出しました。

次に第2として、「火災情報等の活用に関する課題解決」において、1で抽出した課題の解決の基本的方針について検討しました。

最後に第3の「地震時等における火災情報等の活用方策」として、情報の共有・活用のあり方について検討し、具体的な対策例も交えつつ、提言として取りまとめています。

まず、「課題の把握」について、ご説明いたします。最初に、火災情報等に関する課題の把握について、過去の災害事例の調査を行いました。ここでは、大規模地震時には火災の半数以上を消防機関が把握できない、119番通報による覚知も非常に限定される可能性といった課題が挙げられました。例えば、阪神淡路大震災時の事例では、午前7時までに発生していた火災件数が64件であったのに対し、消防機関が覚知したものは24件、38%、そのうち119番通報によるものは11件、17%にとどまりました。

また、災害情報の取り扱いの現状について、東京消防庁を含む関係機関の現状のヒアリングからは、ヘリや高所カメラから火災発生地点を特定することは困難であったり、様々な情報収集手段は整備されている一方、収集した情報を効率的に集約するシステムも未整備であることが分かりました。

次に、情報の共有先である東京消防庁管内の全区市町村に対し、災害情報の共有と活用に関するニーズや課題の把握を行いました。

区市町村の防災担当者はこちらのような地震火災時の延焼拡大イメージ図も活用して地震火災発生時を想像してもらい、火災への避難勧告・指示を出すことの可否や懸念事項、情報伝達手段の現状等について、アンケート調査での回答を求めました。

また、アンケート結果を踏まえた補足調査として、ヒアリングも一部、実施しています。区市町村への調査の結果、主に次の3点が大きな課題として指摘されました。

1点目は、基礎自治体担当職員の大地震と地震火災に対するイメージが不足していることが挙げられます。

そのため、地震時でも職員が支障なく参集できたり、災対本部が支障なく設置されるなどを前提で各種計画が作られていたり、避難勧告等の応急的な対応よりも、その後の避難所の開設等の被災者支援に意識が向いている等の状況が判明しました。

2点目は火災に対する避難勧告を出すことについて、大多数の区市町村が不安視しているということです。

これは、判断材料となる災害情報の入手が困難で、現実には消防機関が頼りであるということや、隣接する自治体から燃え広がってくる火災の情報といった広域的な情報が把握できないといった懸念が示されていました。

3点目は災害対策本部運営に関する不安です。実災害や訓練を含め、災害対策本部運営の経験が少ない、災害情報からどう判断するべきか分からないといった不安について、記されていました。

しかし、その一方で、区市町村が災害情報の提供を受けた場合に、その情報をそのまま有効に活用することは困難であることも分かりました。

そのため、情報の共有に際しての工夫や、活用体制を整理することが必要であると言えます。これらの調査から把握した具体的な課題を整理し、その対策を検討しました。課題の整理については、情報の流れを「収集/加工/共有/伝達/受容」の5段階に区分した「情報過程の段階」に基づいて各課題を分類し、個々の段階ごとに対策を検討することとしました。

課題と対策の整理の具体的な流れです。①の把握した課題やニーズについて、②のように情報の過程に基づいて分類し、③として、分類した課題ごとに解決の方針や対策について検討し、④で最後に具体的な解決策の例示を整理しています。

以上のような検討を行ったうえで、地震対策部会は、都知事からの諮問に対して次の提言を行います。以下、提言の概要をご説明します。

まず、前提として地震火災の取り扱いについて、どう考えるべきか、を整理し、提言としています。風水害は、被害を受ける可能性が高い所は事前に一定程度把握でき、観測体制も確立しており、事前に被害発生に備える対策を講ずることができる可能性がある一方、地震火災は発生後の事後対応が中心にならざるを得ません。

また、地震火災は、あらゆる場所で発生の可能性があり、かつ、火災発生場所を速やかにあまねく把握することや、延焼拡大予測を正確に行うことは困難であるなど、その特徴は被害発生と状況把握の「不確実性」にあります。このことが、対応のための明確で、客観的な基準を作ることを難しくしています。

こうした地震火災対応の困難さを十分に認識しておく必要があると言えます。

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、出火件数が811件、最大約20万棟の建物が焼失するとされています。

これは、平成28年に糸魚川市で発生した出火が1点、焼損棟数147棟であった火災はおろか、138件の火災が発生した阪神淡路大震災時の神戸市よりも、はるかに困難な対応を迫られる可能性を示唆しています。

区市町村への調査の中で、地震火災時に「避難勧告等を適時適切に出すこと」への不安が指摘されていましたが、こうした状況では、当然、地震火災に伴う避難勧告等があり得るもの、として対策を講ずる必要があります。

地震火災による人的被害の軽減に向けては、首都直下地震発災時のイメージと地震火災に対するリスク認識をしっかりと持つとともに、現在の各機関における対応力や連携の限界といった現状の課題について、全ての関係機関が認識、共有した上で、連携して対策に取り組むことが求められます。

こうした前提に立った上で、以降の提言で述べる対策を推進していくことが非常に重要です。

ここから、情報の過程の各段階において推進すべき対策の提言についてご説明します。

最初は「収集」過程です。収集は、状況判断の材料となる情報を集める最初の段階ですが、ここで多くの正しい情報が集められなければ、以降の段階にも支障が生じます。

しかし、区市町村は消防機関からの情報提供が頼りである一方で、消防機関でもすべての火災、災害を把握することは困難という課題があります。

ここでの対策例としては、まず、「消防機関等による積極的な災害の把握」が当然、必要となります。既存のヘリなどに加え、新たにドローン等の活用、また、SNSからの情報収集等、あらゆる情報手段と情報源を増強し、災害の的確な把握に努めなければなりません。

また、収集においては、「駆けつけ通報の効果的な活用」という手段も考えられます。仮に火災等を発見した人が消防署所に駆けつけてくる範囲を500mとした場合、駆けつけ通報のできる範囲はピンクの丸で示した範囲です。これに対して、仮に、消防団の分団本部への通信インフラの整備により、駆けつけ通報を受けられるようになるになれば、青の丸で示した範囲が増加し、駆けつけ通報によってカバーされる範囲が大幅に広がる可能性もあります。

次に、「加工」過程です。加工は収集した情報の提供にあたって、相手が理解、活用しやすい形へと整理する段階です。

ここでの課題は、区市町村は「被害状況や被害の全体像のイメージが困難」、「周辺自治体の災害情報の入手が困難」といった、加工に際しての留意点を踏まえる必要があります。

対策例として、第1に、区市町村よりも広域を管轄する東京消防庁が災害情報の一元化を図ること、次に、区市町村が災害情報を理解、活用しやすいよう、画像・地図情報等を活用して提供できるよう、加工することが考えられます。

また、提供に際してのさらに踏み込んだ加工として、情報伝達の相手側に「取るべき行動」を伝えるための加工も検討していく必要があります。

ここでは審議の中で検討した「人的被害リスク評価手法」による情報表示の一例を示していますが、ある地区内にいる住民等が安全に避難場所まで至るまでには、今から何分以内に避難行動を開始しなければならないか、という情報を示しています。

まだ検討の余地もありますが、こうした加工が可能になると、区市町村のもつ避難勧告等の発令判断への不安を軽減することも可能になると考えられます。

なお、ここで重要なのは、「情報の収集・加工に人手をかけているのは、他の活動に支障が出る」ことから、AI等の技術も活用して、省力化や自動化を図ることも重要です。

3番目は、「共有」過程です。ここでは、情報を関係機関と適時・的確に共有する段階です。

ここでは、「災害情報のリアルタイムかつ効果的な共有体制が不十分」であること、また、区市町村は共有した情報からの的確な判断や対応が不安といった課題があります。

その対策としてはまず、「情報を共有する仕組みづくり」により、より多くの情報や地図、画像等の大容量のデジタル情報を迅速に共有できる「受け皿づくり」を行った上で、情報を適時適切に共有できるよう、関係機関相互のニーズに応じた情報提供・共有方式の確立を図ることが必要です。また、

一方で、専用回線電話やFAX等による現行の情報共有体制を維持し、システムダウンといった最悪の事態に備えることも忘れてはなりません。

4番目の過程は「伝達」です。これは住民等に災害情報を伝える段階です。的確な伝達のために区市町村は様々な手段を保有していますが、その機能は一長一短であり、伝達する人員の不足、伝達手段自体の被災といった、住民等に常に、伝えたい情報を的確に伝えることの困難という課題があります。

対策としては、「災害の状況に応じた有効な伝達手段の検討」があります。あらかじめ、伝達手段の長所・短所を理解しておくとともに、発災時に情報の性格に見合った手段の選択と活用ができるようにしておくこと、また、区市町村が本格運用を始めているLアラート等による、メディアとの更なる連携や活用といったことを進めていく必要があります。

最後の過程は「受容」です。受容は命を守る行動ができるよう、災害情報を受けとった住民等が理解することです。

しかし、例えば、避難場所と避難所の違い等、身を守るために知っておくべき、基本的な情報を正しく理解、行動するための事前知識が住民等に不足していることは否めません。

対策として、「住民等による災害情報の正しい受容と行動」のために、事前に知識の啓発、発災型対応訓練のような住民等が情報から主体的・自律的に判断、行動する訓練の実施、防災訓練不参加者もカバーできるように身を守るための情報の積極的な広報といった方策が必要です。

そして、伝達と受容については、この段階を主体的に行う区市町村の積極的な取り組みが求められます。以上、各情報の過程で取り組むべき対策の大枠をご説明いたしました。

一方で、ここまででご説明した内容は、主に、発災時に向けて整備しておくべき情報共有の仕組みについての提言でしたが、そうした仕組みを効果的に運用できるよう、平常時から取り組むべき事項もあります。対策例を示します。

まず第1として、関係機関や隣接自治体と情報共有を含めた実践的な訓練を行うこと、第2として、風水害等、地震以外の災害時や平常時から情報共有の仕組みを活用することがあります。

これらは、情報共有の仕組みを実際に使用する機会が少ないと、いざ発災時に有効に機能、活用できない可能性があるためです。

そして、3点目として、活用を通じ、運用上の課題抽出と改善といったPDCAサイクル実践の継続を図っていかねばなりません。

また、その際には1つの機関だけで解決しない課題も生じるため、関係機関で課題を共有し、連携した解決と緊密な関係性を構築することが強く求められます。

以上、地震対策部会の提言の概要について、ご説明しました。

最後のまとめです。

本審議会を通じては、地震火災への対応における情報の課題として、地震時の火災情報の取り扱いの困難さ、関係機関の現状や課題が改めて明らかとなりました。そして、今回の課題解決に向けた検討は、情報共有を考える上での、まだ「入り口」の部分であったと考えます。

本提言を契機として関係機関の情報共有が進展し、首都直下地震時の人的被害の軽減につながる、より具体的な議論の進展と課題解決に努めていくことが重要と考えます。

ご清聴ありがとうございました。

【議長】

地震対策部会長、ありがとうございました。

ただいま、両部会の答申（案）につきまして説明をいただきました。ここで、ご質問、ご意見などあれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

2年間かけて各部会で議論をつくしてきたまとめということでございます。特にないようであれば、本日は答申について採決を行いたいと思います。

8 採決

人命安全対策部会の答申（案）及び地震対策部会の答申（案）について採決が行われ、出席委員全員の賛成により承認された。

9 答申

中林会長から消防総監に答申が提出された。

10 挨拶

- (1) 中林会長
- (2) 消防総監
- (3) 東京都議会警察消防委員会委員長

11 閉会